

別記一

歎願書

- 一 步合制度從前ノ事
二 今後終對ニ解雇セアルコト
一 外延制度徹底ノコト
一 稽六今後歩合ヲ支給シコト
右歎願候也

昭和五年十月四日

從業員一同

別記二

- 一 退職手当制定件
二 五年未滿二封レ一千百令ニ三年未滿二封レ一千百令 加ハ五十六日令トより五年以上是ニ準入以降大常庸夫二日付キ且給三令以上支給スセ事
一 常勤員年八日賃及地業第三八年ハナシト
一 新生設備一改善ヲナスコト
一 見習工年期滿了同時ニ職人ト同一待遇ヲナスコト
一 今社從業員ハ入管シ滿期除隊ノ際ハ就業面ト採用スシト

以上追加

別記三

又 茅諸君に許小

産業合理化と云ふ美名ヲ京ニ有する故勢は亟に露骨に現れた是より現在至るまでに最初貸金値下等な行はれ我々足らず益々減次報上に陥落し、あるとは存りが足第諸君事。御大機械器具作付に於て實質的資金の割合を割り切る事に追加此に對して御大京浜労働組合大本部は直ちに陳願書を提出しました。在彼山口彦彦(俗名山武)一時傍目我等が済切実厚く懇意一も二もなく拒絶してしまひました。其の三日前支配人吉田全從業員を一堂召集め我今社は既述の如きを以て過失と三つ下ら甚き者と極めて内に此異端輩左のたゞ是に対し会從業員は極度に憤慨し今日迄不滿一度に爆發せしめ組合の權力下に固くみたまひ左の要求書を会社に突付せ断然ストライキにいたたいたの左

一步合制度從前ノ事

六 出張手當從前ノ事

三 今後泡沫解僕セサル事

四 退職手当制定ノ件

一 年未滿二封レ一千五百分

二 年未滿二封レ三千五百分以上十六日分以上五十年生足三件以上略文

五 外注制廢止撤廃の事

六 常勤員年八日賃及地業第三八年ハナシト

七 御生設備一改善ヲナスコト

八 見習工年期滿了と同時に職人と同一待遇有す事

九 各会社從業員にして入管シ滿期除隊ノ際從前通し採用ス事(以上現日略す)

向志諸君よ此の我等が切身の要求を具備本筋にて諸君不施大考御援助を切望す

者乞焉

大京浜機器株式会社